

「日本放送協会の放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の変更の認可申請の取扱いに関する総務省の考え方」に対する意見

該当箇所	意見
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当連盟はこれまで、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。NHKのインターネット活用業務のあり方は、“三位一体改革”の中で整理、検討されるべきであると考えます。</li> <li>● 総務省が新たに設置した「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」においても、「放送を巡る諸課題に関する検討会」のこれまでの議論を踏まえ、公共放送NHKのあり方について十分に検討することが必要であると考えます。</li> </ul>
(P3～4) 1. 法15条の目的達成に資すること (2) 市場の競争を阻害しないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● テレビ受信機での見逃し配信サービスの提供について、本案では、NHKが自ら設置している「インターネット活用業務審査・評価委員会」に見解を求めることなどを理由として「市場の競争を阻害するおそれは低い」と結論付けていますが、NHK任せにするのではなく、総務省が主体的に市場に与える影響を実質的に精査する必要があると考えます。</li> </ul>
(P12) 4. 業務の実施に過大な費用を要するものでないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インターネット活用業務の実施にかかる費用は、現行の実施基準で上限が年額200億円と規定されていますが、これは上限に達するまでNHKが野放図に費用を使えることを意味せず、NHKは費用の抑制管理に不断に努めるべきです。総務省においても、NHKの費用管理が適切に行われているか精査することが必要であると考えます。</li> </ul>
(P16) 結論	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 仮登録の仕組みが受信料制度を棄損することがないように、仮登録期間中に適切なメッセージを表示し、速やかな本登録を促す必要があると考えます。本案が「仮登録をした者に対するメッセージの表示方法については、その具体的な内容を実施計画等において明らかにし、その効果及び妥当性を検証すること」を認可条件としていることは妥当と考えます。</li> <li>● 本案は、「社会実証の実施に際しては、事前にその内容、期間等について適切に周知するとともに、実施・提供の都度、提供内容等の改善など見直しを行い、段階的・効率的に実施すること」を認可条件としていますが、実施の検討段階においても、民放事業者を含めて幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めることが必要であると考えます。</li> <li>● 当連盟はNHKに対し、インターネット活用業務に関するデータや知見等の開示と民放事業者への共有を求めてきました。本案が、新たな端末機器やソフトウェアの動作検証で得られた技術や知見および「社会実証」で得られた知見等に関して、「民間放送事業者等と共有を図ること」を認可条件としていることは適切です。</li> </ul>